

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白老町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

白老町長

## 公表日

令和4年12月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>健康管理に関する事務とは、予防接種法に係る事務、健康増進法による健康増進事業の実施に係る事務、母子保健法に係る事務をいう。</p> <p>1 予防接種法に係る事務            予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん予防接種等の定期予防接種や必要時任意予防接種にかかる予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザ等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。            ①予防接種の実施に係る事務            ②予防接種台帳の作成、管理、保管に係る事務            ③予防接種による健康被害の救済措置に係る事務            ④統計処理・報告データ資料作成</p> <p>2 健康増進法に基づく健康増進事業に係る事務            健康増進法に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談、健康教室、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。            ①健康増進事業の実施対象者の把握及び勧奨            ②健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等の実施            ③各種検診の予約受付、受診、結果データの管理            ④統計処理・報告データ資料作成</p> <p>3 母子保健法に係る事務            母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取扱う。            ①保健指導            ②新生児の訪問指導            ③健康診査の実施及び勧奨            ④妊娠の届出の受理及び審査            ⑤母子健康手帳の交付・再交付、交付台帳の整備            ⑥妊産婦・乳幼児の訪問指導            ⑦低体重児の届出の受理及び審査            ⑧未熟児の訪問指導</p> <p>また、申請書類等はサービス検索・電子申請機能での受領を行うほか、マイナポータルのお知らせ機能による通知を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、住民情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、住民票関係情報ファイル、住民税関係情報ファイル、国保関係情報ファイル、介護関係情報ファイル、後期高齢関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一 10、49、76の項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、102の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） 16の2、17、18、19、69の2、70、102の2の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白老町 総務課 総務情報グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白老町 健康福祉課 健康推進グループ 059-0904 北海道白老郡白老町東町4丁目6番7号

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 5. ②	健康福祉課長 長澤 敏博	健康福祉課長 下河 勇生		
平成30年6月29日	I 7	白老町 総務課 総務秘書グループ	白老町 総務課 総務情報グループ		
平成30年6月29日	II 1	2015/5/25	6月29日		
平成30年6月29日	II 2	2015/5/25	6月29日		
令和1年6月21日	4. ①	未定	実施する		
令和1年6月21日	4. ②				
令和1年6月21日	5. ②	健康福祉課長 下河 勇生	健康福祉課長		
令和1年6月21日	II 1	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
令和1年6月21日	II 1	平成30年6月29日 時点	令和1年6月21日 時点		
令和1年6月21日	II 2	平成30年6月29日 時点	令和1年6月21日 時点		
令和2年4月17日	I 1. ②	<p>2 健康増進法に基づく健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談、健康教室、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①健康増進事業の実施対象者の把握及び勧奨 ②健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等の実施 ③各種検診の予約受付、受診、結果データの管理 ④統計処理・報告データ資料作成</p>	<p>2 健康増進法に基づく健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談、健康教室、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①健康増進事業の実施対象者の把握及び勧奨 ②健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等の実施 ③各種検診の予約受付、受診、結果データの管理 ④統計処理・報告データ資料作成</p> <p>3 母子保健法に係る事務 母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠の届出の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付・再交付、交付台帳の整備 ⑥妊産婦・乳幼児の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理及び審査 ⑧未熟児の訪問指導</p>		
令和2年4月17日	I 1. ③	健康管理システム	健康管理システム、住民情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ		
令和2年4月17日	I 2	健康管理情報ファイル	健康管理情報ファイル、住民票関係情報ファイル、住民税関係情報ファイル、国保関係情報ファイル、介護関係情報ファイル、後期高齢関係情報ファイル		
令和2年4月17日	I 3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一 10、76の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一 10、49、76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条		
令和2年4月17日	I 4. ②	“番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二”(別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、70の項	“番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二”(別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、69の2、70の項		
令和2年4月17日	II 1	令和1年6月21日 時点	令和2年4月17日 時点		
令和2年4月17日	II 2	令和1年6月21日 時点	令和2年4月17日 時点		
令和3年9月1日	I 4. ②	“番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二”	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年9月1日	II 1	令和2年4月17日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2	令和2年4月17日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和3年11月30日	I 4. ②	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、26、56の2、69の2、87の項		
令和3年11月30日	II 1	1,000人以上10万人未満	1万人以上10万人未満		
令和3年11月30日	II 1	令和3年8月13日 時点	令和3年11月25日 時点		
令和3年11月30日	II 2	令和3年8月13日 時点	令和3年11月25日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	I 4. ②	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87の項(別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、102の2の項(別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、102の2の項	事前	
令和4年3月9日	II 1	令和3年11月25日 時点	令和4年3月7日 時点	事前	
令和4年3月9日	II 2	令和3年11月25日 時点	令和4年3月7日 時点	事前	
令和4年12月28日	I 1. ②	……の訪問指導	……の訪問指導 また、申請書類等はサービス検索・電子申請機能での受領を行うほか、マイナポータルのお知らせ機能による通知を行う。	事前	
令和4年12月28日	I 1. ③	健康管理システム、住民情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、住民情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年12月28日	II 1	令和4年3月7日 時点	令和4年12月9日 時点	事前	
令和4年12月28日	II 2	令和4年3月7日 時点	令和4年12月9日 時点	事前	